

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の方の医療費の一部を助成する制度です

1 対象

母子・父子家庭の父母と児童または父母のいない児童を養育している方とその児童。児童とは次のいずれかに該当する方で、かつ、18歳に到達後の最初の3月31日までの間にある児童をいいます。（※一定の障がいの状態にある児童は20歳未満）

- ① 父または母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令に定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 棄児などで出生の事情が明らかでない児童

2 一部負担金（個人負担分）

通 院：530円／1日（満たない場合はその額）

※同月内、同一医療機関で5回目から無料

入 院：1,200円／1日

※18歳に到達後の最初の3月31日までの方は、一部負担金は0円となります。

外 来 薬 剤：0円

訪問看護療養費：250円／1日

食事療養費・生活療養費：保険者から標準負担額減額認定証の交付を受けている方については一部を助成します。

《注意》 健康保険適用外の医療費や文書料などは個人負担になります。

3 医療機関を受診するとき

診療等を受けるときは、受給者証を医療機関窓口へ提出してください。

※県外の医療機関等を受診された場合は、一旦全額負担していただき、償還払いの手続きをお願いします。手続きの際は、①受給者証 ②医療保険の資格情報が確認できるもの ③領収証
④振込を希望する金融機関の通帳をお持ちください。

4 申請手続き

受給者証の交付を受けるためには、新発田市社会福祉課または各支所住民福祉係で申請手続きをしてください。なお、申請する場合は下記の書類が必要です。

《申請に必要なもの》

- ① 申請者と児童の医療保険の資格情報が確認できるもの
- ② 標準負担額減額認定証（保険者から交付を受けている方のみ）
- ③ 申請者と児童の戸籍の謄本
- ④ 申請者が養育者である場合は、児童の父母の戸籍または除かれた戸籍の謄本
- ⑤ 所得課税証明書（1月1日現在で新発田市に住所を有していない方）

※ 児童扶養手当と同時申請の場合は、③～⑤は必要ありません。

※ ③、④について、ひとり親家庭となった事由（離婚、死亡）の記載が必要です。

※ ⑤について、申請月の属する年度（4月から8月までは前年度）の所得課税証明書が必要です。ただし、申請時にマイナンバーを記載いただければ、情報連携できるため必要ありません。

※ 申請書等は窓口へ備えてあります。

5 届出が必要なとき

医療費の助成を受けている方は、次の届出をしていただく必要があります。

(1)更新申請

毎年8月1日から8月31日までの間に、更新申請の手続きが必要です。手続きが遅れると10月以降、助成を受けられなくなります。

(2)資格喪失届

次のようなときは、受給資格がなくなりますから、速やかに届出をしてください。

- ① 市外へ転出するとき
- ② 生活保護を受けるようになったとき
- ③ 母または父が婚姻したとき(内縁関係等の事実婚を含む)
- ④ 遺棄していた父または母から安否を気遣う電話などがあったとき
- ⑤ 対象児童を養育・監護しなくなったとき(養育者の別居、児童の婚姻・死亡など)
- ⑥ 対象児童が児童福祉施設へ入所したり、里親に委託されたとき など

(3)変更届

- ① 氏名・住所変更があったとき
- ② 医療保険に変更があったとき
- ③ 所得の高い扶養義務者と同居または別居することになったとき
- ④ 養育・監護する児童の数が増加または減少したとき など

6 所得による支給制限

受給資格者、その配偶者または一定の範囲内の扶養義務者(父母、祖父母、子、兄弟姉妹など)の前年の所得が、扶養親族等の数に応じて下表の額以上であるときは、助成を受けることができません。また、申請者または児童が、児童の父または母より養育費を受け取っている場合は、その8割を所得に加算します。

(単位:円)

扶養親族等の数	本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
0人	2,080,000	2,360,000
1人	2,460,000	2,740,000
2人	2,840,000	3,120,000
3人	3,220,000	3,500,000
4人	3,600,000	3,880,000
5人	3,980,000	4,260,000
加算	老人同一生計配偶者、または老人扶養親族がある場合 1人につき100,000円加算 特定扶養親族がある場合 1人につき150,000円加算	老人扶養親族がある場合 1人につき60,000円加算 ただし、老人扶養親族のみのときは1人を除いた1人につき60,000円加算

※その他、所得について障害者控除や医療費控除等があります。

《問い合わせ・申請先》

新発田市	社会福祉課	ひとり親家庭支援係	TEL28-9222
	豊浦支所	住民福祉係	TEL22-6777
	紫雲寺支所	住民福祉係	TEL41-3112
	加治川支所	住民福祉係	TEL33-3102